

消費統計研究会（第20回） 議事概要

1 日 時 2022年10月17日（月） 16:30～18:00

2 場 所 Web会議による開催

3 出 席 者

委 員：會田雅人座長（滋賀大学データサイエンス教育研究センター特任教授）
伊藤伸介委員（中央大学経済学部教授）
岩下真理委員（大和証券株式会社金融市場調査部チーフマーケットエコノミスト）
宇南山卓委員（京都大学経済研究所教授）
永濱利廣委員（株式会社第一生命経済研究所経済調査部首席エコノミスト）
元山齊委員（青山学院大学経済学部教授）
中島敬子委員（東京都総務局統計部社会統計課長）

審議協力者：星野崇宏氏（慶應義塾大学産業研究所教授）

総 務 省：岩佐統計調査部長、重里調査企画課長、田村消費統計課長、榎川調査官、
谷道物価統計室長、武井課長補佐、阿久津統計専門官

4 議 事

- (1) 令和6年全国計構造調査に向けた検討について
- (2) その他

5 議事要旨

議事(1)について事務局から説明を行い、その後、意見交換。議事(1)について、本日の意見も踏まえ、令和6年全国計構造調査の調査計画及びオンライン調査システムの改善に向けた企画を進めることとされた。

委員等からの主な意見は以下のとおり。

(1) 令和6年全国計構造調査に向けた検討について

① 令和6年全国計構造調査 調査計画について

- ・就学状況から教育へ変更した箇所について、今後、リカレント教育が進んでいく中で、必要性が高まると思う。1回大学を卒業した後に働きながら大学院・専門学校へ通っている方は在学中として記入することになるのか。

⇒ご認識のとおり。

- ・仕事の種類に関する記入例（例：レンタルビデオ受付員）については、時代に合っていないように思えるので変更を検討した方がいいのではないか。

⇒前回調査の記載を引用しているが、例示に関しては改めて検討し改善したい。

- ・地代支払の有無から土地の所有関係に変更した理由を教えてください。

⇒地代支払の有無は、所有権・借地権の資産推計に用いており、イメージとして例示しているが、今後、十分に検討した上で内容を固めていきたい。

- ・年間収入の他の世帯員記入欄について、「他の世帯員①世帯主及び②世帯主の配偶者以外」の追記よりは、「①世帯主」及び「②世帯主の配偶者」の下に「全年齢」と追記する方が誤記入を防げるのではないか。

⇒ご指摘の点も踏まえて検討し、検証を進めたい。

- ・生活保護の消費水準を決定するプロセスにおいて、全国家計構造調査の調査票情報から

生活保護に該当するレコードを除外した上で、低所得者のグループを苦勞して作成していると聞いている。全国家計構造調査の主要なユーザーの1つであるため、項目追加までは要望しないが、何らかの形で生活保護受給世帯であることが分かるような集計を提供できないか。

⇒生活保護の担当部局にも事前の意見照会を行っているが、そういった意見は頂いていない。事務局から担当部局に再度確認し、その要望があれば、生活保護世帯の特定方法等の詳細を聞いた上で対応の可否を判断したい。

- ・検証においてモニターを活用する場合、アンケート慣れしたモニターは慎重に回答する傾向があることから、慣れていないモニターを選定の方がプリテストとして高い効果が得られる。モニターの選定に当たってはその点を考慮した方が良い。

② 令和6年全国家計構造調査オンライン調査システムの改善について

- ・令和6年のオンライン回答目標は35%とのことだが、前回の実績は何%か。

⇒令和元年調査は18.6%。令和6年はその2倍に近い目標である。

- ・レシート読み取り機能は有効だが、電子決済の増加に従い、レシートを受け取らない人が増えている。日々の支出のみならず、頻度の低い高額な支出も捕捉するためには、銀行口座やクレジットカード情報と連携を行っている家計簿アプリが有効ではないか。家計簿アプリへの入力内容を調査客体が自らCSVにより出力した上で連携することに何か支障はあるのか。

⇒レシート読み取りについては、家計調査においても多くの調査世帯が活用している状況があり、引き続き有効な手段と考えている。家計簿アプリについては、CSV出力以外の方法によって自社の家計簿データを顧客単位で他社にサービス提供している例は確認できていない。また、CSV出力は、大手家計簿アプリにおいて対応不可又は有料会員向けサービスとなっており、実現可能性が低い。

- ・家計調査世帯特別調査票についてもオンライン調査を導入するとのことだが、その導入によって家計調査の結果に影響が出てしまうことはないのか。

⇒家計調査の調査事項では把握できない項目を全国家計構造調査において家計調査世帯特別調査票にまとめて把握し、家計調査の回答内容はデータ移送して集計に活用している。家計調査と全国家計構造調査は独立した別のシステムとして運用しており、調査世帯はオンライン回答に当たって、それぞれのシステムにアクセスするため、家計調査の結果には影響はない。

- ・外部アプリケーション連携の採用条件判定において「情報提供側による情報変更・停止の可能性あり」とあるが、今後、網羅的ECサイトや携帯電話料金が採用の対象となった場合、情報の変更、停止に対してどのような対応を考えているのか。

⇒網羅的ECサイトや携帯電話料金に対する外的要因のリスクは他のアプリケーション候補と同様であるが、この2種については、既に家計調査で実装されており、そうした他調査の運用状況から得られる情報も活用して対応していきたいと考えている。

(2) その他

次回研究会は年度末開催予定

(注：研究会終了後事務局追記)

議事「(1)① 令和6年全国家計構造調査 調査計画について」について参加できなかった委員に後日事務局から説明を行った。委員の主な意見は以下のとおり。

- ・調査項目を設定するに当たっては、公的統計における利用者のニーズを勘案しつつ、最近のEBPMの動きについても念頭に置く必要がある。その意味では、今後の政策に関する議論のための基礎資料に資する調査項目を追加しても良かったのではないかと。今後、オンラインによる統計調査をさらに進めていくのであれば調査票の制約にとらわれない形で項目を追加するというのは論点になり得るのではないかと。

⇒現状、制度的な課題等はあるが、オンラインの有効性は十分認識しており、今回は追加を見送るとしたNISAやiDeCo等の項目について、将来を見据えて引き続き検討していきたい。

- ・地代支払の有無について、土地の所有関係の観点であると、例えば、同一の敷地内で生計をともにしていない、親等の名義の土地を無償で借りている世帯についてはその取扱いが変わってくる。土地の所有関係に変更する場合には、時系列的な比較可能性の確保の観点から、親等の名義の土地を有償又は無償で借りていることの選択肢を追加的に設けた方が良いのではないかと。場合によっては、地代という用語を分かりやすくした上で従来通りの項目とすることもあり得るのではないかと。

⇒ご指摘の点も踏まえて検討し、検証を進めたい。